

議 案 書

令 和 4 年 9 月

第 5 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
認定 1	令和3年度松山市一般・特別会計決算の認定について		1
2	令和3年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について		3
議案 5 8	令和4年度松山市一般会計補正予算（第4号）		5
5 9	令和4年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）		1 1
6 0	松山市職員の定年等に関する条例等の一部改正について		1 3
6 1	松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一部改正について		4 5
6 2	松山市保育所条例の一部改正について		4 7
6 3	松山市動物愛護基金条例の制定について		5 1
6 4	松山市手数料条例の一部改正について		5 3
6 5	工事請負契約の締結について（北久米小学校1-1・1-2・2棟校舎長寿命化改修ほか主体工事）		5 5
6 6	工事請負契約の締結について（南第二中学校1・2棟校舎長寿命化改修ほか主体工事）		5 7
6 7	工事請負契約の締結について（伊台小学校1 1棟校舎長寿命化改修ほか主体工事）		5 9
6 8	財産の取得について（救助工作車Ⅱ型）		6 1
6 9	準用河川長沢川溢水事故の損害賠償額を和解により定めることについて		6 3
7 0	市道路線の認定について		6 5

（追加提出予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	教育長の任命に関し同意を求めることについて		
	教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて		
	公平委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	人権擁護委員候補者の推薦について		

認定第1号

令和4年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和3年度松山市一般・特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度松山市一般・特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 令和3年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算書
2. 令和3年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算事項別明細書
3. 令和3年度松山市一般・特別会計実質収支に関する調書
4. 令和3年度松山市財産に関する調書
5. 令和3年度松山市一般・特別会計決算に係る主要な施策の成果説明書
6. 令和3年度松山市運用基金状況書
7. 令和3年度松山市各会計決算審査意見書
令和3年度松山市各基金運用状況審査意見書

(参 照)

地方自治法(抄)

(決 算)

第233条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

(基 金)

第241条

- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場

合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

地方自治法施行令（抄）

（決算）

第166条

- 2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

認定第2号

令和4年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和3年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度松山市公営企業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和3年度松山市公営企業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 令和3年度松山市水道事業会計・簡易水道事業会計・工業用水道事業会計・下水道事業会計決算書
2. 令和3年度松山市公営企業会計決算審査意見書

（参 照）

地方公営企業法（抄）

（決 算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

（剰余金の処分等）

第32条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

令和4年度松山市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度松山市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,290,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ211,080,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		64,500,000 千円	867,000 千円	65,367,000 千円
	1 市民税	28,094,000	605,000	28,699,000
	2 固定資産税	30,285,000	262,000	30,547,000
14 分担金及び負担金		799,987	12,854	812,841
	1 分担金	24,585	12,854	37,439
16 国庫支出金		49,827,506	2,757,910	52,585,416
	1 国庫負担金	39,604,436	1,414,859	41,019,295
	2 国庫補助金	10,095,665	1,343,051	11,438,716
17 県支出金		17,917,989	711,272	18,629,261
	2 県補助金	5,026,137	711,272	5,737,409
20 繰入金		15,022,230	30,000	15,052,230
	1 基金繰入金	14,997,486	30,000	15,027,486
21 繰越金		900,000	623,099	1,523,099
	1 繰越金	900,000	623,099	1,523,099
22 諸収入		8,892,390	200,131	9,092,521
	3 貸付金元利収入	4,484,605	200,000	4,684,605
	4 雑入	4,371,205	131	4,371,336

23 市債			9,658,300	87,900	9,746,200
	1 市債		9,658,300	87,900	9,746,200
歳入	合計		205,790,461	5,290,166	211,080,627

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費			15,729,450 千円	132,093 千円	15,861,543 千円
	1 総務管理費		11,210,903	2,093	11,212,996
	3 戸籍住民基本台帳費		1,305,148	130,000	1,435,148
3 民生費			99,815,105	701,378	100,516,483
	1 社会福祉費		43,249,765	233,780	43,483,545
	2 児童福祉費		34,568,771	467,398	35,036,169
	3 生活保護費		21,996,569	200	21,996,769
4 衛生費			23,049,046	1,789,584	24,838,630
	2 保健所費		11,741,765	1,789,584	13,531,349
6 農林水産業費			2,529,900	382,318	2,912,218
	1 農業費		958,219	6,752	964,971
	2 農業土木費		671,170	375,566	1,046,736
7 商工費			9,273,796	1,208,479	10,482,275
	1 商工費		7,764,657	397,680	8,162,337

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費	2 観光費	1,509,139 千円	810,799 千円	2,319,938 千円
		15,579,305	602,204	16,181,509
	2 道路橋梁費	2,770,587	415,294	3,185,881
	3 河川費	906,179	165,049	1,071,228
	4 港湾費	283,413	8,293	291,706
10 教育費	5 都市計画費	9,001,510	13,568	9,015,078
		15,639,499	474,110	16,113,609
	1 教育総務費	2,047,457	3,410	2,050,867
	2 小学校費	2,938,554	200,000	3,138,554
	3 中学校費	1,135,412	115,000	1,250,412
	4 幼稚園費	244,983	5,000	249,983
歳出合計	5 社会教育費	2,777,962	37,200	2,815,162
	6 保健体育費	6,495,131	113,500	6,608,631
	合計	205,790,461	5,290,166	211,080,627

第2表 債務負担行為補正 (松山市一般会計)

1 追加

事 項	期 間	限 度	額
SNS 窓 子 口 じ 事 も 業 子 業 育 て 務 委 相 託	令和4年度～令和6年度	29,300	千円

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前			補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
農林水産基盤整備事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。 借入時期 令和4年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れすることができる。 	<p>年5% 以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換ええることができる。 財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることができる。 	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和4年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,441千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ834,628千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市卸売市場事業特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		314,600 千円	6,380 千円	320,980 千円
	1 一般会計繰入金	314,600	6,380	320,980
3 諸収入		131,113	6,061	137,174
	1 雑入	131,113	6,061	137,174
歳入	合計	822,187	12,441	834,628

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場事業費		818,258 千円	12,441 千円	830,699 千円
	1 市場事業費	818,258	12,441	830,699
歳出	合計	822,187	12,441	834,628

令和4年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員の定年等に関する条例等の一部改正について

松山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(松山市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 松山市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第13号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条―第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第10条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第11条・第12条)

第5章 雑則(第13条)

付則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項,第22条の5第1項,第28条の2,第28条の5,第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め,同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め,同条ただし書中「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に,「その職員に」を「同条の規定にかかわらず,当該職員に」に,「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に,「引き続いて」を「,引き続き」

に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生じる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生じること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生じること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「生ずるとき」を「生じること」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、松山市職員給与条例（昭和27年条例第31号）第13条第1項に規定する職（第3条ただし書に規定する職員が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とす

る。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占め

たまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理

監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第12条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合をいい、本市の加入するものに限る。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選

考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(松山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 松山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「同条」を「当該子の出生の日から第5条に規定する期間内に育児休業をしようとするときにあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第3条の2」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第3条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第3条第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする市等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該市等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育す

る非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって、第4条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情があるときはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「する市等育児休業」を「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする市等育児休業」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする市等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該市等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して市等育児休業をする場合にあつては、当該市等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第3条第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条の2中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて、次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情があるときは同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中

第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して市等育児休業をする場合にあっては、当該市等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第3条の2に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第4条を削る。

第5条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「満了後に特定職に引き続き」を「満了後引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「その採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第5条 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第13条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第3条 松山市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 松山市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された異動期間を含む。第12条第3号において同じ。

）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

第12条に次の1号を加える。

- (3) 松山市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された同条

例第6条に規定する職を占める職員

第21条第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(松山市職員定数条例の一部改正)

第4条 松山市職員定数条例(昭和24年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「2,370人」を「2,405人」に改め、同条第3号中「290人」を「294人」に改め、同条第4号中「10人」を「12人」に改め、同条第7号中「20人」を「18人」に改め、同条第8号中「495人」を「502人」に改め、同条第9号中「270人」を「274人」に改める。

第3条第1項中「及び」を「,自己啓発等休業及び」に改め、同条第2項を削る。

(松山市職員の分限に関する条例の一部改正)

第5条 松山市職員の分限に関する条例(昭和26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「号給に変更することをいう。以下同じ。）」の次に「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）」を加える。

第4条中「を降任する場合の」を「が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合の」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(定年の引上げに関する経過措置)

4 松山市職員給与条例附則第22項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに松山市職員給与条例(昭和27年条例第31号)附則第22項の規定による降給とする」とする。

5 第6条第3項の規定は、松山市職員給与条例附則第22項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第26号)の一部を次

のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「減給は」の次に「, 1日以上」を, 「期間」の次に「, その発令の日に受ける」を加え, 「の月額」を「及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については, 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第18号)第2条第2項に規定する基本報酬の額)」に, 「に相当する額を給与から減ずる」を「を減じる」に改め, 同条に後段として次のように加える。

この場合において, その減じる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは, 当該額を減じるものとする。

(松山市職員給与条例の一部改正)

第7条 松山市職員給与条例(昭和27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第3項中「その者」を「当該職員」に改め, 同条第7項を削る。

第7条の2中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に, 「再任用職員にあつては前条第7項の規定による給料月額」を「同項又は同法第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあつては, 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち, 当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に改める。

第23条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り, 「場合は」を「場合には」に改め, 同条第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第28条第2項中「その者」を「当該職員」に改め, 同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に, 「その者」を「当該職員」に改め, 同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条の2の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め, 同条第2項中「第15条」を「第6条第3項及び第4項, 第7条第1項から第6項まで, 第15条」に, 「及び」を「並びに」に, 「再任用職員」を「定年前再任用短時

間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

2 2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第24項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第7条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 松山市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員

(3) 松山市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 松山市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

2 4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第26項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

25 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

26 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第22項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第24項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第24項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第22項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

28 附則第22項から前項までに定めるもののほか、附則第22項の規定による給料月額、附則第24項の規定による給料その他附則第22項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1号から別表第5号までの規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（松山市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第8条 松山市職員の退職手当に関する条例（昭和33年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。次条第2項において同じ。）、同法」を「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改め、「18日」の次に「（1月間の日数からその月の松山市の休日を定める条例（平成3年条例第24号）第1条第1項各号に掲げる日の日数を減じた日数が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

第5条第1項中「給料月額（」の次に「日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用

職員については、退職の日におけるその職員の給料の日額に21を乗じて得た額。」を加える。

第7条の3中「(第1号)の次に「及び第4号」を加え、「(25年以上勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものを除く。)」を削り、「6月前」を「規則で定める一定の期間前」に改める。

第8条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第10条第4項において」に改め、「(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第13条第2項中「18日」の次に「(1月間の日数からその月の松山市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数を減じた日数が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加え、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準じるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に含めない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第17条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第18条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第20条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第2項から第5項までを削る。

附則第6項中「第7条の3まで」の次に「及び附則第9項から第13項まで」を加え、「第6項」を「第2項」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第7項中「第7条の2」の次に「及び附則第12項」を加え、同項を附則第3項

とする。

附則第8項中「第7条」の次に「又は附則第10項」を加え、「第6項」を「第2項」に改め、同項を附則第4項とし、附則中第9項を第5項とし、第10項を第6項とする。

附則第11項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第12項中「18日」の次に「(1月間の日数からその月の松山市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数を減じた日数が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加え、同項を附則第8項とし、同項の次に次の5項を加える。

9 当分の間、第6条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「第7条又は附則第9項」とする。

10 当分の間、第7条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「第7条又は附則第10項」とする。

11 前2項の規定は、松山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)第1条の規定による改正前の松山市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

12 松山市職員給与条例附則第22項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

13 当分の間、第6条第1項第3号及び第7条第1項第5号に掲げる者に対する第7条の3及び第8条の3の規定の適用については、第7条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年(附則第11項の職員以外の職員にあつては60歳とし、同項の職員にあつては65歳とする。)に達する日」と、第7条の3の表第6条第1項及び

第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第11項の職員以外の職員にあつては60歳とし、同項の職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第9条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和36年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（別表において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

附則に次の3項を加える。

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

11 前項の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。

12 前2項に定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額その他前2項の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第10条 松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第15条第6項中「再任用職員」を「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（第20条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第20条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の7項を加える。

- 4 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第6項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 松山市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 松山市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 6 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第8項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日（付則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規程で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第4項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第6項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規程で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 9 付則第6項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第4項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規程で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 10 付則第4項から前項までに定めるもののほか、付則第4項の規定による給料月額、付則第6項の規定による給料その他付則第4項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

(松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第11条 松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第12条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成10年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用された者」を「規則で定める職員」に改め、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 松山市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された異動期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第13条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 松山市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された異動期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(松山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第14条 松山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(松山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第15条 松山市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成19年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「5分」を「規則で定める時間」に改める。

(松山市職員の再任用に関する条例の廃止)

第16条 松山市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第2号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条中松山市職員の退職手当に関する条例第5条第1項及び第13条第4項の改正規定並びに附則第11項の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。）並びに付則第11条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定，第8条中松山市職員の退職手当に関する条例第2条第3号の改正規定（「18日」の次に「（1月間の日数からその月の松山市の休日を定める条例（平成3年条例第24号）第1条第1項各号に掲げる日の日数を減じた日数が20日に満たない日数の場合にあつては，18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える部分に限る。）並びに第13条第2項及び第11項第5号の改正規定並びに附則第12項の改正規定（「18日」の次に「（1月間の日数からその月の松山市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数を減じた日数が20日に満たない日数の場合にあつては，18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える部分に限る。）並びに付則第12条並びに第14条第2項及び第3項の規定 令和4年10月1日

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の松山市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ，かつ，旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について，旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において，第1条の規定による改正後の松山市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは，市長の承認を得て，これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし，当該期限は，当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は，基準日（施行日，令和7年4月1日，令和9年4月1日，令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間，基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する

定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から付則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任

用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、付則第5条第1項若しくは第2項又は付則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第11条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第12条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、付則第5条第

1 項若しくは第2項又は付則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合をいい、本市の加入するものに限る。次項及び付則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第11条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1

年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び付則第10条において同じ。）に達しているもの（新定年条例第11条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているもの（新定年条例第12条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第11条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第11条又は第12条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第11条又は第12条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(松山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第2条の規定による改正前の松山市職員の育児休業等に関する条例第5条（第5号に係る部分に限る。）及び第13条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(松山市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 第7条の規定による改正後の松山市職員給与条例（以下この条において「新給

与条例」という。) 附則第 2 2 項から第 2 8 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員(令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。)(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される松山市職員給与条例第 5 条第 3 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、同条例第 6 条第 2 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 1 1 0 号)第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 2 9 号)第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される松山市職員給与条例第 5 条第 3 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、同条例第 6 条第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 2 8 条第 3 項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第 2 9 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び松山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和 4 年条例第 号)付則第 1 3 条第 2 項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任

用職員」という。) 」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 7 松山市職員給与条例第6条第3項及び第4項、第7条第1項から第4項まで及び第6項、第15条、第18条、第19条の3、第19条の5並びに第27条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(松山市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する第8条の規定による改正後の松山市職員の退職手当に関する条例(次項において「新退職手当条例」という。)第2条第3号の規定の適用については、同号中「常時勤務を要する職を占める職員」とあるのは、「常時勤務を要する職を占める職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。次条第2項において同じ。)」とする。

- 2 新退職手当条例第2条第3号及び第13条第2項並びに附則第8項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

- 3 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第8項」とあるのは、「第12項」とする。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第9条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例附則第10項から第12項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。)(短時間勤務の職を占める暫

定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。
以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第3条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第29号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第3条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第5条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）
第16条 第10条の規定による改正後の松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例付則第4項から第10項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される松山市公営企業職員の給与の種類

及び基準を定める条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第29号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条、第6条、第7条の2及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第17条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第11条の規定による改正後の松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（その他の経過措置の規則等への委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則又は規程で定める。

（松山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第19条 松山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和58年条例第

1号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「第7条まで」の次に「又は附則第9項若しくは第10項」を、「第7条の3まで」の次に「及び附則第9項から第13項まで」を加える。

付則第4項中「第7条の2」の次に「及び附則第12項」を加える。

付則第5項中「第7条」の次に「又は附則第10項」を加える。

第20条 松山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年条例第33号）の一部を次のように改正する。

付則第11項中「者で」の次に「松山市職員の退職手当に関する条例」を、「者が」の次に「同条例」を加え、「新条例附則第6項」を「同条例附則第2項」に改める。

第21条 松山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「並びに附則第6項から第8項まで」を「並びに附則第2項から第4項まで」に改める。

（提案理由）

職員の定年を段階的に引き上げ、役職定年制等を導入するとともに、再度の育児休業の取得に係る規定の整備を図るため、本案を提出する。

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一部改正について

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例（平成6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

第9条及び第11条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第4条、第8条、第9条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される松山市議会議員又は松山市長の選挙から適用する。

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動経費の公費負担限度額を引き上げるため、本案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市保育所条例の一部改正について

松山市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市保育所条例の一部を改正する条例

松山市保育所条例（昭和 3 9 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松山市保育所及び小規模保育事業所条例

第 1 条中「及び市立認定こども園」を「，市立認定こども園及び市立小規模保育事業所」に，「及び認定こども園」を「，認定こども園及び小規模保育事業所」に改める。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし，第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 小規模保育事業所 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 本市に児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 1 項の規定に基づき，保育の必要な児童を保育し，その健全な育成を図るため，市立小規模保育事業所を設置する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 市立小規模保育事業所の名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
すまいる保育園	松山市大街道二丁目 5 番地 1 2

第 5 条に次の 1 号を加える。

(3) 市立小規模保育事業所にあつては，次に掲げるとき。

ア 子ども・子育て支援法第 1 9 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとき。

イ 子ども・子育て支援法第 3 0 条第 1 項第 1 号に規定する特定地域型保育を受けさせる必要があると市長が認めたとき。

ウ 子ども・子育て支援法第 3 0 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用地域型保育を受

けさせる必要があると市長が認めたとき。

エ 子ども・子育て支援法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育を受けさせる必要があると市長が認めたとき。

第8条に次の1項を加える。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、児童が、子ども・子育て支援法第30条第1項第1号に規定する特定地域型保育を受けたときの第1項の保育料の額は、同法第20条第1項の認定を受けるまでの間は、同法第29条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）とする。

第13条中「保育所で、」を「保育所で」に改め、「構成するもの」の次に「及び市立小規模保育事業所以外の小規模保育事業所」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、付則第7項の規定は、公布の日から施行する。

（松山市まちなか子育て・市民交流センター条例の廃止）

2 松山市まちなか子育て・市民交流センター条例（平成23年条例第36号）は、廃止する。

（松山市まちなか子育て・市民交流センター条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、前項の規定による廃止前の松山市まちなか子育て・市民交流センター条例（以下「旧センター条例」という。）第3条第1号に規定する事業のためになされた処分、手続その他の行為であって、この条例による改正後の松山市保育所及び小規模保育事業所条例（以下「新条例」という。）中これに相当する規定があるものについては、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 施行日前に、旧センター条例の規定により行うこととされている使用者の使用料に係る手続その他の行為であって、この条例の施行の際現に行われていないものについては、なお従前の例による。

5 施行日前にした旧センター条例に係る行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に係る損害賠償、過料その他の処分に

については、なお従前の例による。

(松山市へき地保育所条例の一部改正)

- 6 松山市へき地保育所条例(平成16年条例第71号)の一部を次のように改正する。
第3条中「松山市保育所条例」を「松山市保育所及び小規模保育事業所条例」に改める。

(準備行為)

- 7 新条例第4条第3項の表に掲げる市立小規模保育事業所の運営に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

まちなか子育て・市民交流センターを設置する建物の賃貸借契約の終了に伴い、保育事業を移転するため、本案を提出する。

令和4年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市動物愛護基金条例の制定について
松山市動物愛護基金条例を次のように定める。

記

松山市動物愛護基金条例

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する事業を推進し、人と動物が共生する社会の実現に寄与するため、松山市動物愛護基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算（前条に規定する基金の設置目的のための寄附金を含む。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入する。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

動物愛護基金を設置するため、本案を提出する。

令和4年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第124号の2中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同号に次のように加える。

ウ 長期優良住宅維持保全計画の認定を申請する者 申請に係る住宅の建て方及び住棟の総戸数の区分に応じ、ア(イ)に定める額

第2条第1項第124号の3中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同号に次のように加える。

ウ 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定を申請する者 前号ア(イ)に定める額に2分の1を乗じて得た額

第2条第1項第162号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同項第162号の2中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同項第171号の5中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同項第171号の6中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い長期優良住宅維持保全計画の認定等に係る申請の手数料を徴収するとともに、建築基準法の改正に伴い所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

令和4年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(北久米小学校1-1・1-2・2棟校舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 北久米小学校1-1・1-2・2棟校舎長寿命化改修ほか主体工事
2. 施工場所 松山市福音寺町9番地
3. 内 容 北久米小学校1-1・1-2・2棟校舎 鉄筋コンクリート造4階建
延床面積 6,896.59㎡
(改修1-1棟:4,713.06㎡, 1-2棟:407.79㎡,
2棟:1,727.02㎡, 増築昇降機棟:48.72㎡)
1-1棟長寿命化改修工事 1式
1-2棟長寿命化改修工事 1式
2棟長寿命化改修工事 1式
昇降機棟増築工事 1式
3棟・ポンプ室棟改修工事 1式
建物周囲整備工事 1式
環境配慮改修工事 1式
4. 請 負 人 松山市吉藤三丁目2番1号
門屋組・黒川建設特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社門屋組 代表取締役 門屋 光彦
5. 請負金額 8億8,000万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和4年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(南第二中学校1・2棟校舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 南第二中学校1・2棟校舎長寿命化改修ほか主体工事
2. 施工場所 松山市森松町943番地
3. 内 容 南第二中学校1・2棟校舎 鉄筋コンクリート造4階建
延床面積 6,043.07㎡
(改修1棟:3,617.16㎡, 2棟:2,374.43㎡, 増築昇降機
棟:51.48㎡)
1棟長寿命化改修工事 1式
2棟長寿命化改修工事 1式
2棟渡り廊下長寿命化改修工事 1式
昇降機棟増築工事 1式
ポンプ室棟改修工事 1式
建物周囲整備工事 1式
環境配慮改修工事 1式
4. 請 負 人 松山市竹原二丁目1番19号
二神組・横田建設特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社二神組 代表取締役 有光 秀明
5. 請負金額 7億9,860万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和4年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(伊台小学校11棟校舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 伊台小学校11棟校舎長寿命化改修ほか主体工事
2. 施工場所 松山市下伊台町1438番地1
3. 内 容 伊台小学校11棟校舎 鉄筋コンクリート造4階建
延床面積 3,501.36㎡
(改修11棟:3,448.00㎡, 増築昇降機棟:53.36㎡)
11棟長寿命化改修工事 1式
昇降機棟増築工事 1式
付属施設改修工事 1式
付属施設解体工事 1式
渡り廊下新築工事 1式
環境配慮改修工事 1式
4. 請 負 人 松山市井門町1508番地2
山本・川本特定建設工事共同企業体
代表者 山本建設株式会社 代表取締役 山本 太平
5. 請負金額 5億2,085万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和4年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（救助工作車Ⅱ型）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

救助工作車Ⅱ型 1台

2. 取得価格

1億1,954万8,000円

3. 契約の相手方

松山市南江戸一丁目2番26号

株式会社ヤマダ

代表取締役 山田 雄士

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和4年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

準用河川長沢川溢水事故の損害賠償額を和解により定めることについて
準用河川長沢川溢水事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方

2. 事故の概要

令和3年8月8日午後11時30分頃及び同月12日午後0時頃、松山市北条辻1
483番地1地先において、準用河川長沢川の樋門が故障し、準用河川長沢川が溢水し
たことにより、相手方の家屋等に損害（物損）を与えたものである。

3. 和解の内容

市から相手方に損害賠償金として6,455,001円を支払い、今後この事件に
関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

（提案理由）

準用河川長沢川溢水事故について、和解により損害賠償額を定めるため、本案を提出す
る。

（参 照）

地方自治法（抄）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、
和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

令和4年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 浮穴 111号線	井門町	井門町	
2	市道 桑原 289号線	桑原一丁目	桑原一丁目	
3	市道 味生 304号線	南斎院町	南斎院町	
4	市道 生石 299号線	高岡町	高岡町	
5	市道 生石 300号線	富久町	富久町	
6	市道 垣生 210号線	東垣生町	東垣生町	
7	市道 久枝 286号線	東長戸三丁目	東長戸三丁目	
8	市道 堀江 256号線	堀江町	堀江町	
9	市道 余土 262号線	余戸東四丁目	余戸東四丁目	
10	市道 余土 263号線	余戸東四丁目	余戸東四丁目	
11	市道 余土 264号線	市坪北二丁目	市坪北二丁目	
12	市道 小野 243号線	南梅本町	南梅本町	
13	市道 小野 244号線	北梅本町	北梅本町	
14	市道 石井 545号線	居相一丁目	居相一丁目	
15	市道 石井 546号線	西石井一丁目	西石井一丁目	
16	市道 桑原 290号線	樽味二丁目	樽味二丁目	

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
17	市道 石井 547号線	北土居三丁目	北土居三丁目	
18	市道 石井 548号線	古川南三丁目	古川南三丁目	

(提案理由)

図面番号第1号は震災対策事業に伴い、図面番号第2～15号は都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づき建設された道路で、同法第39条の規定に伴い、第16～18号は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法 (抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

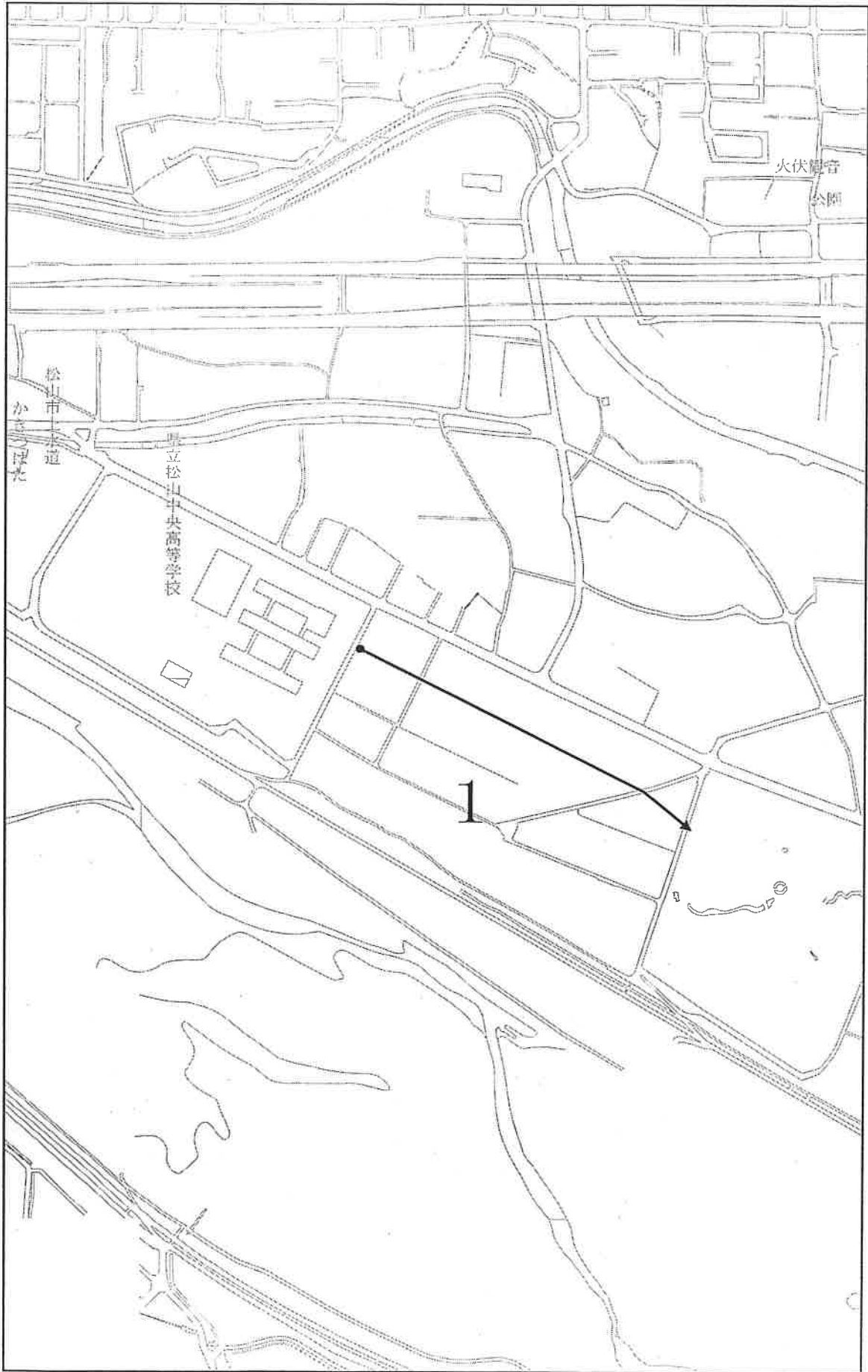
道路法 (抄)

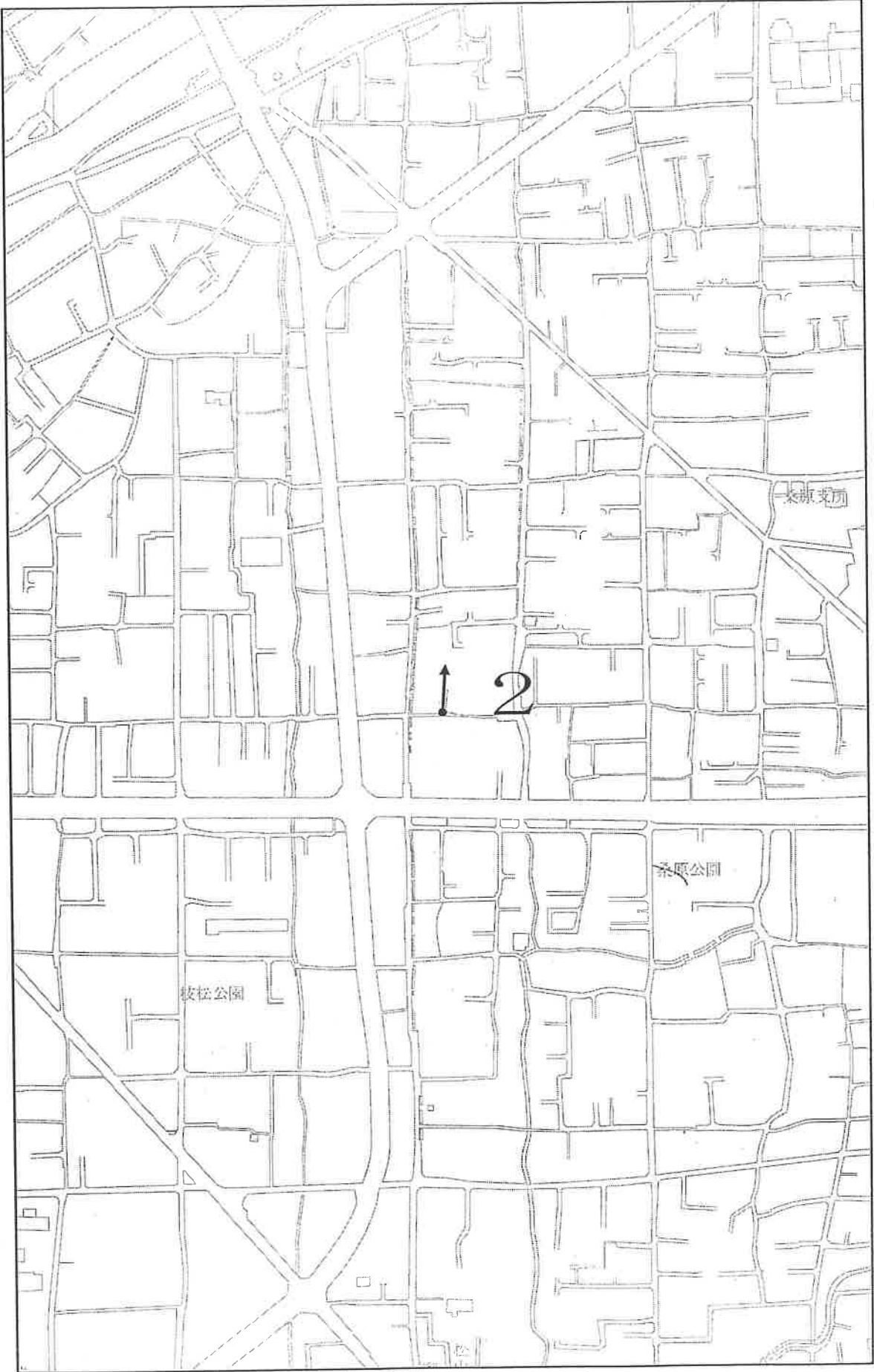
(市町村道の意義及びその路線の認定)

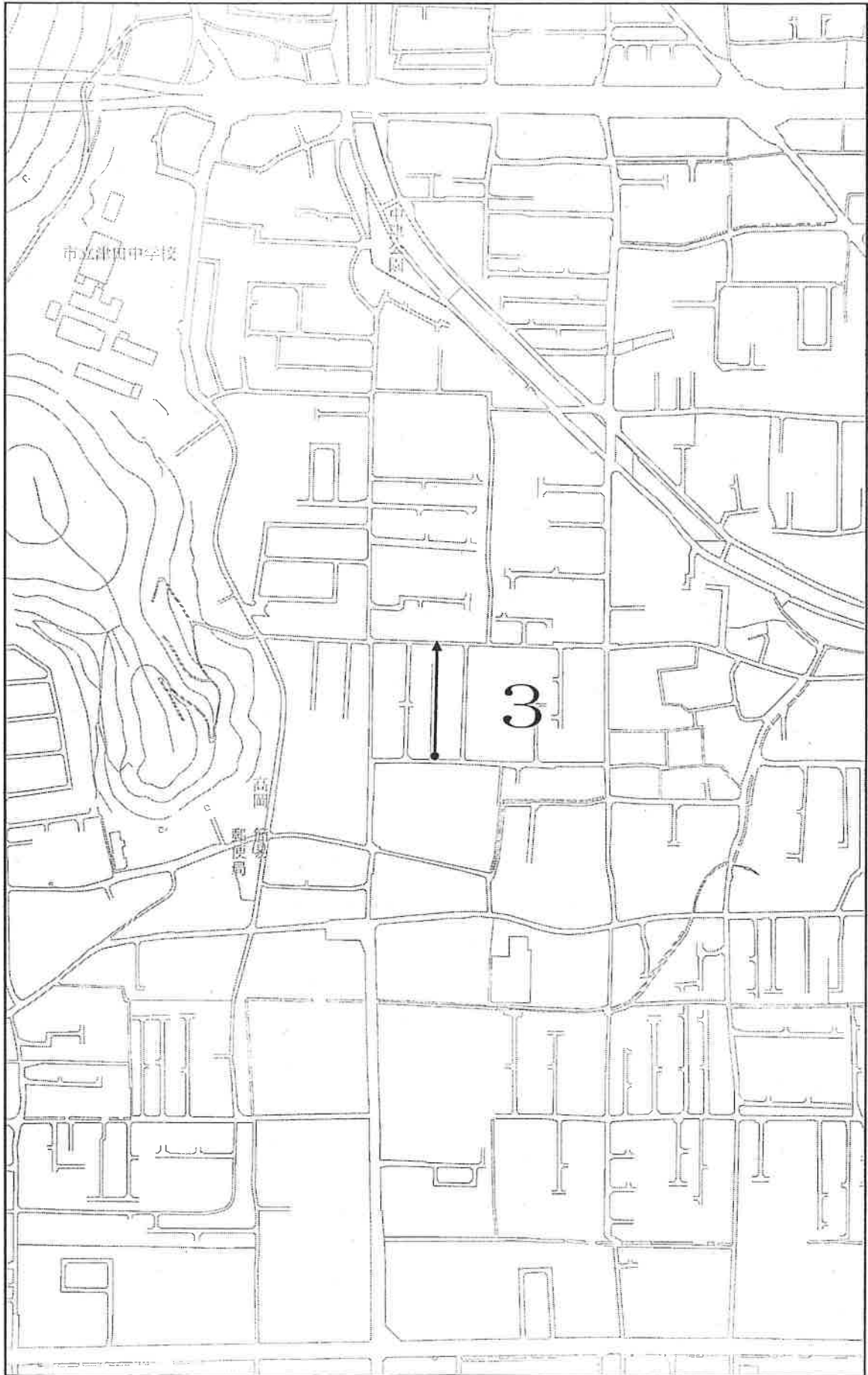
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその

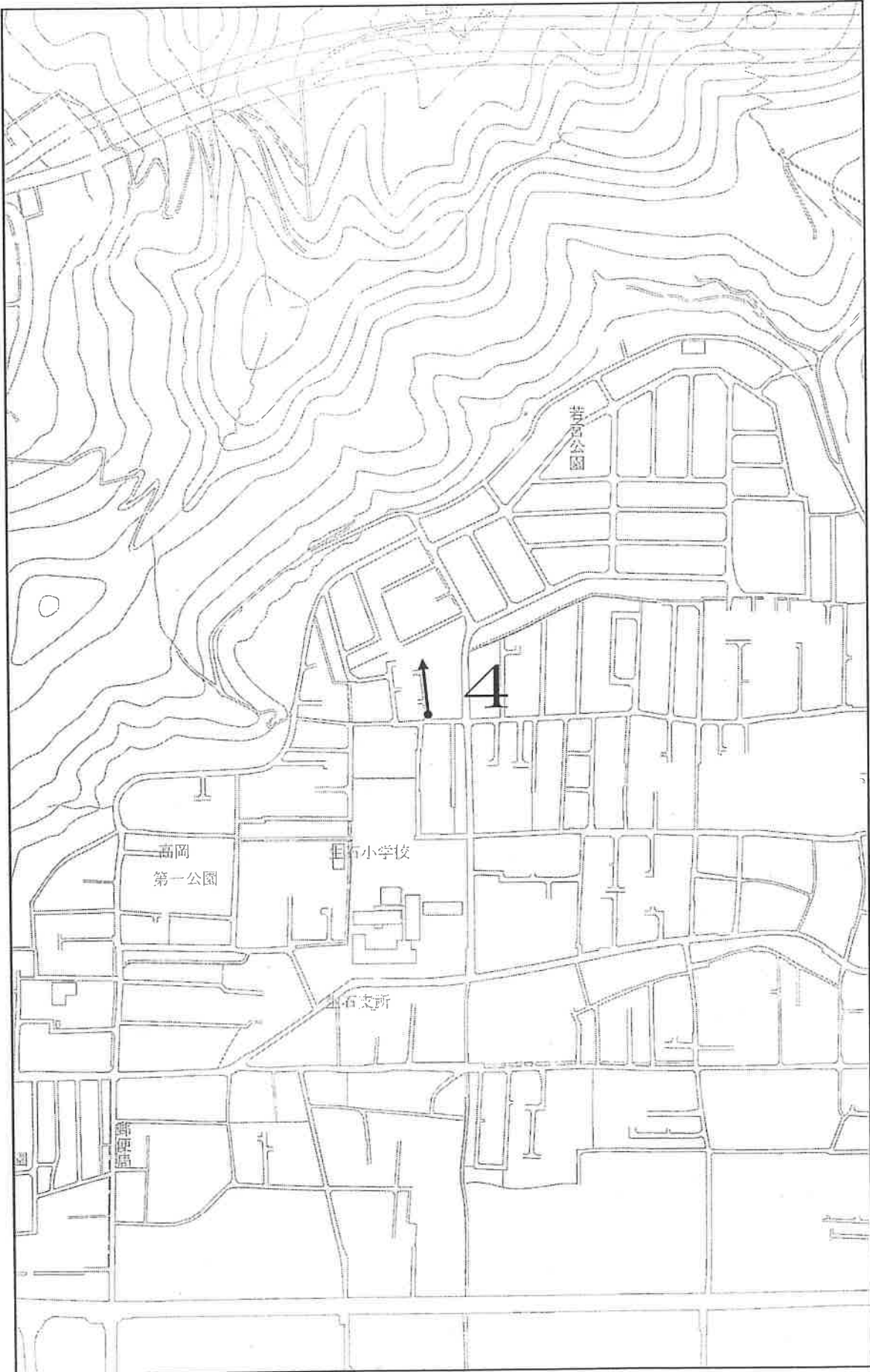
路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

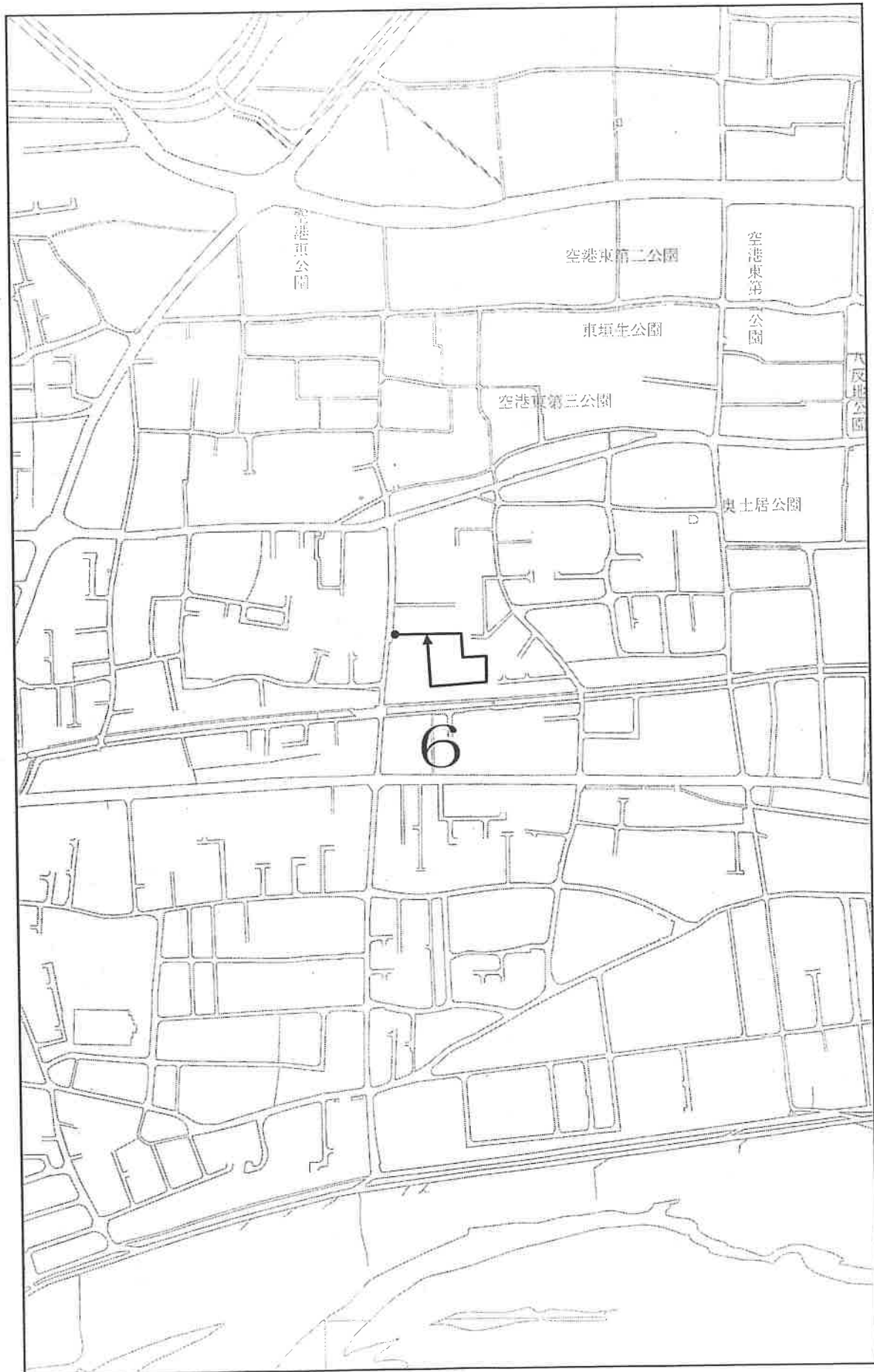


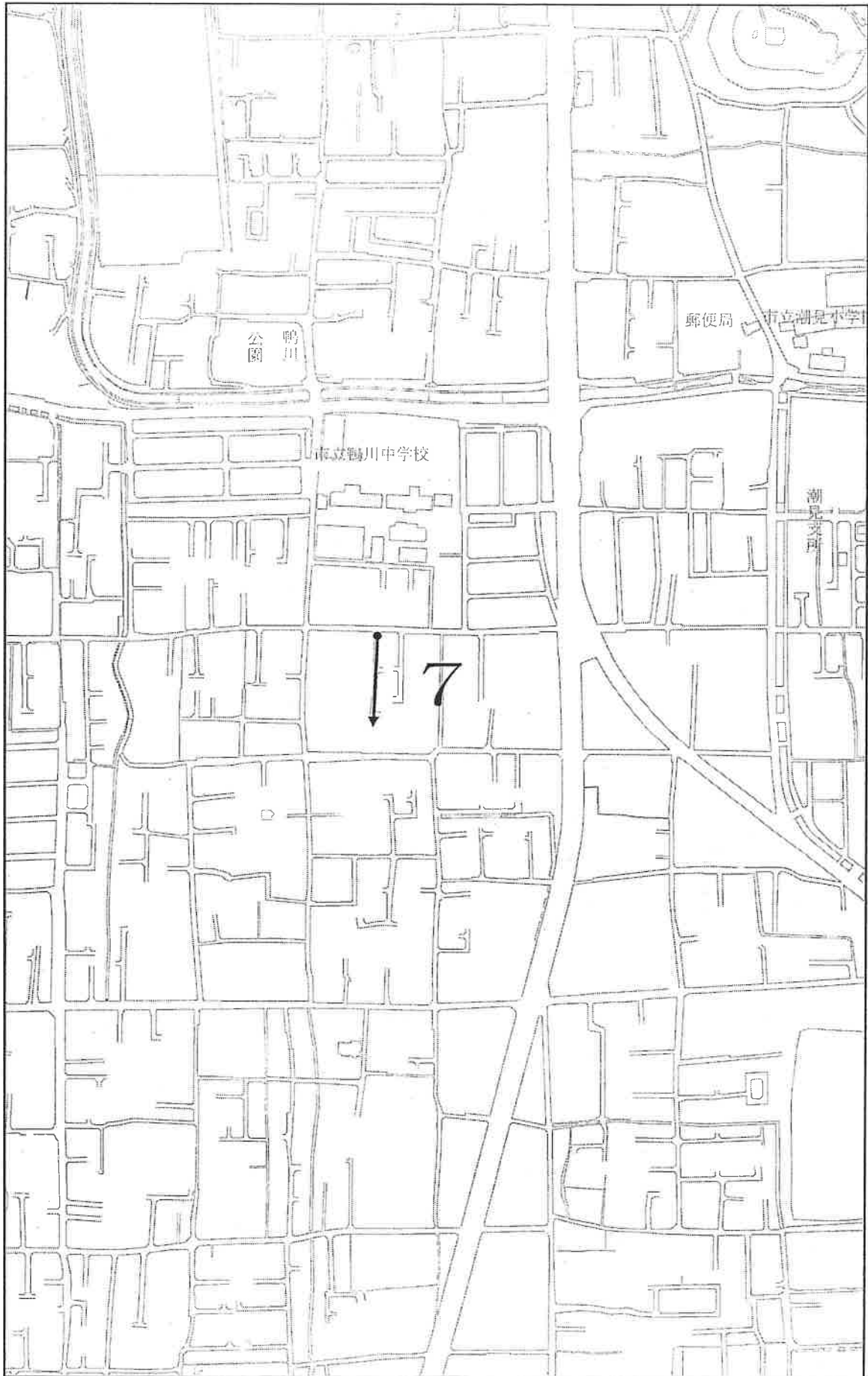


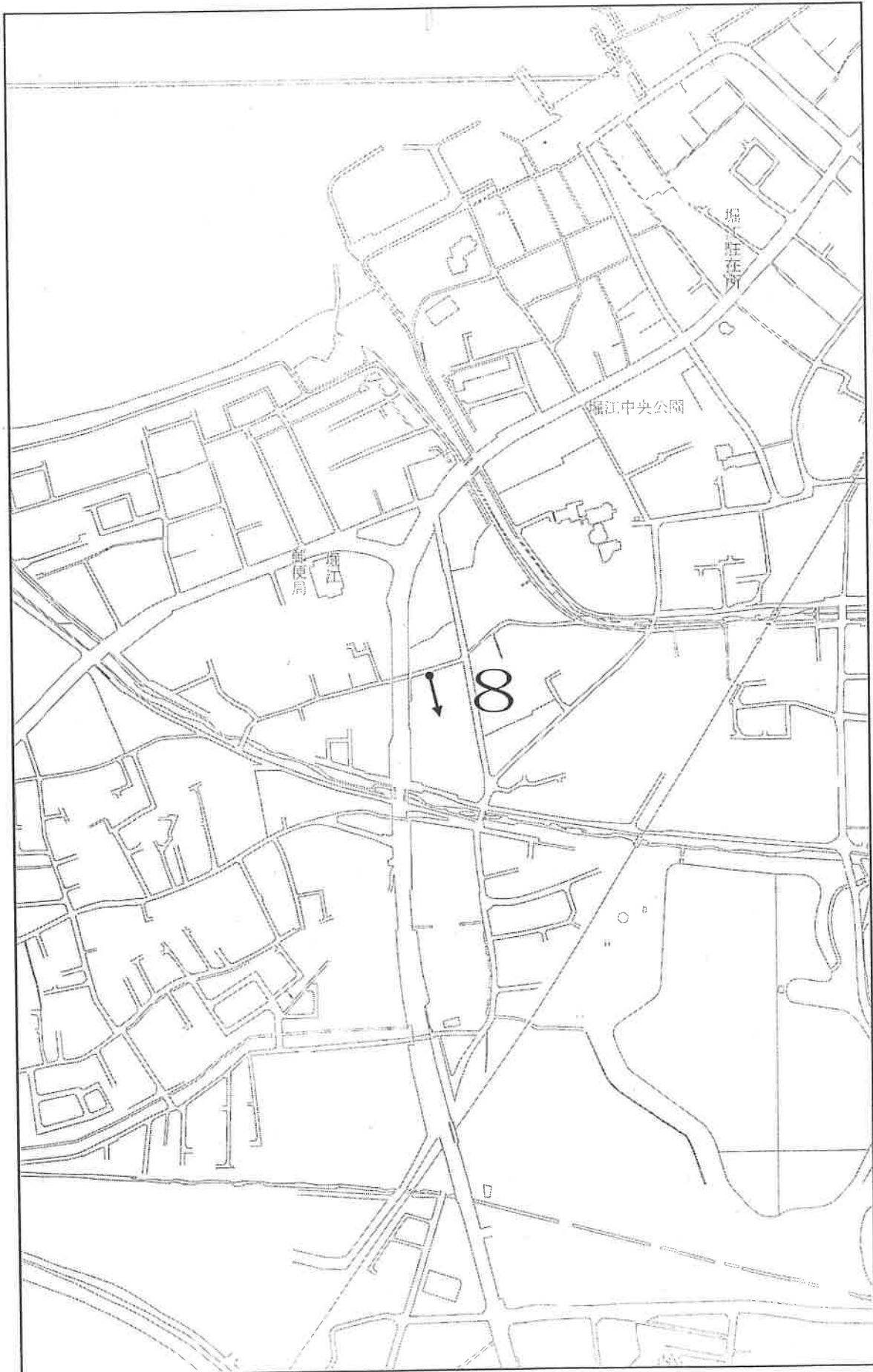


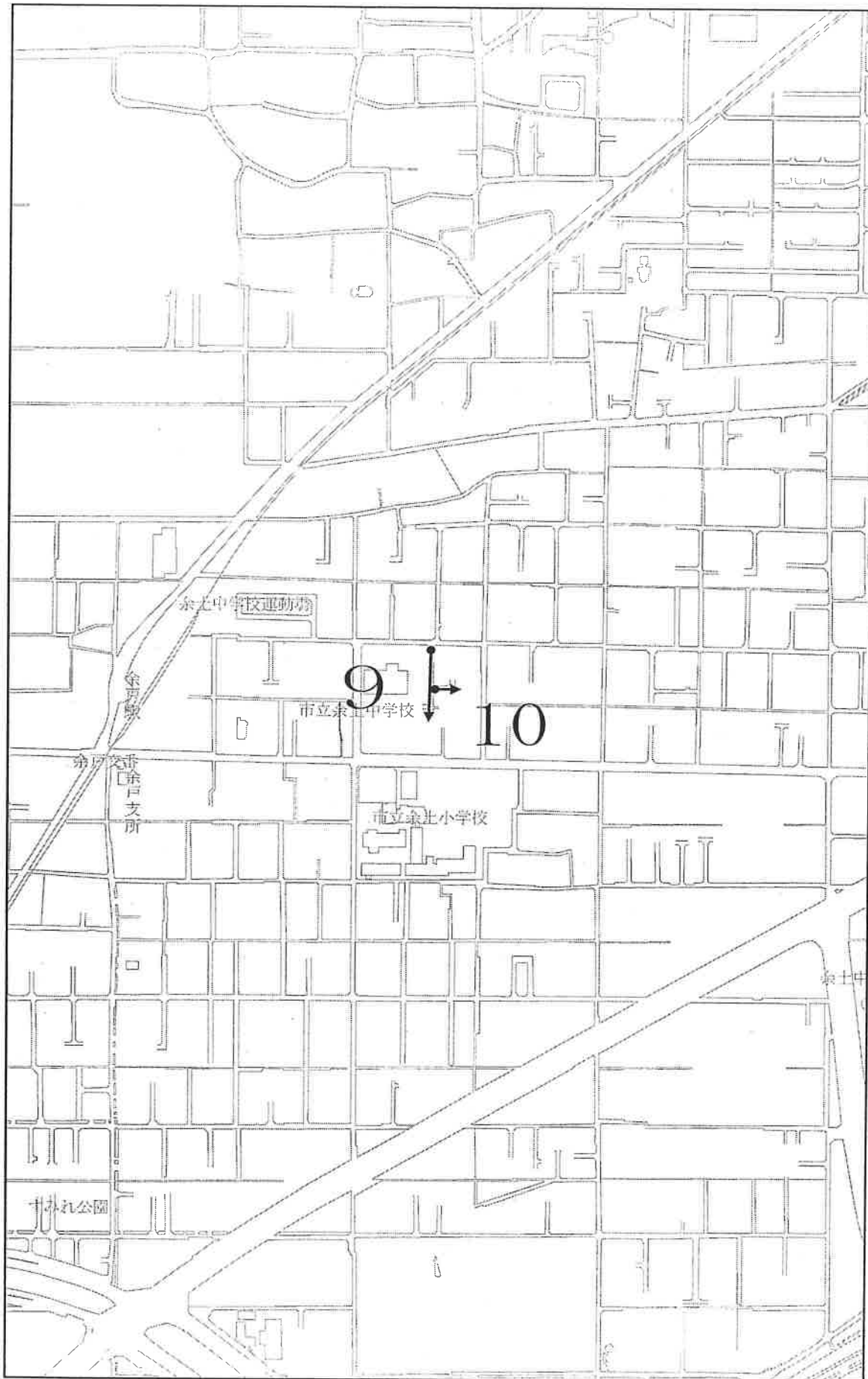




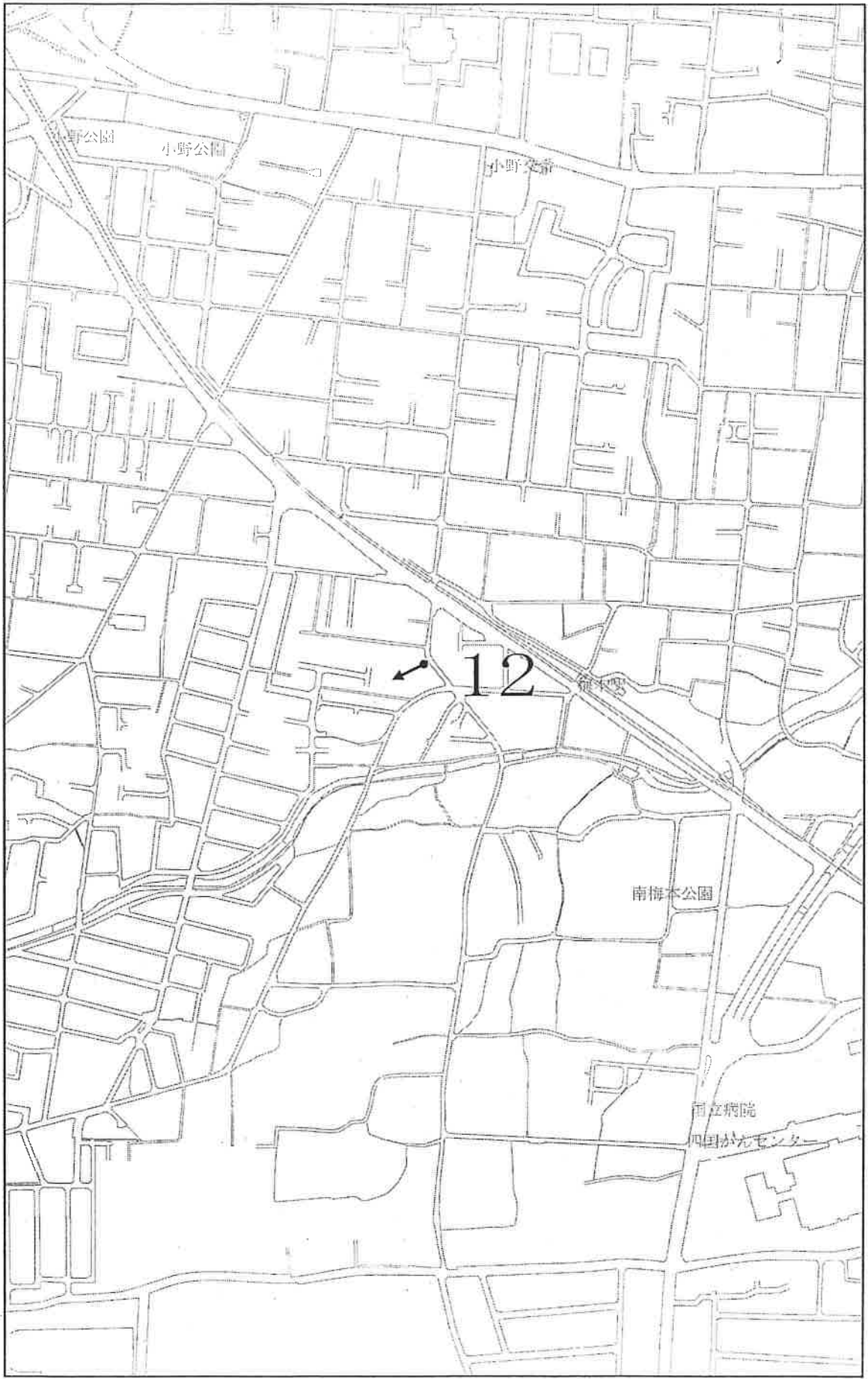


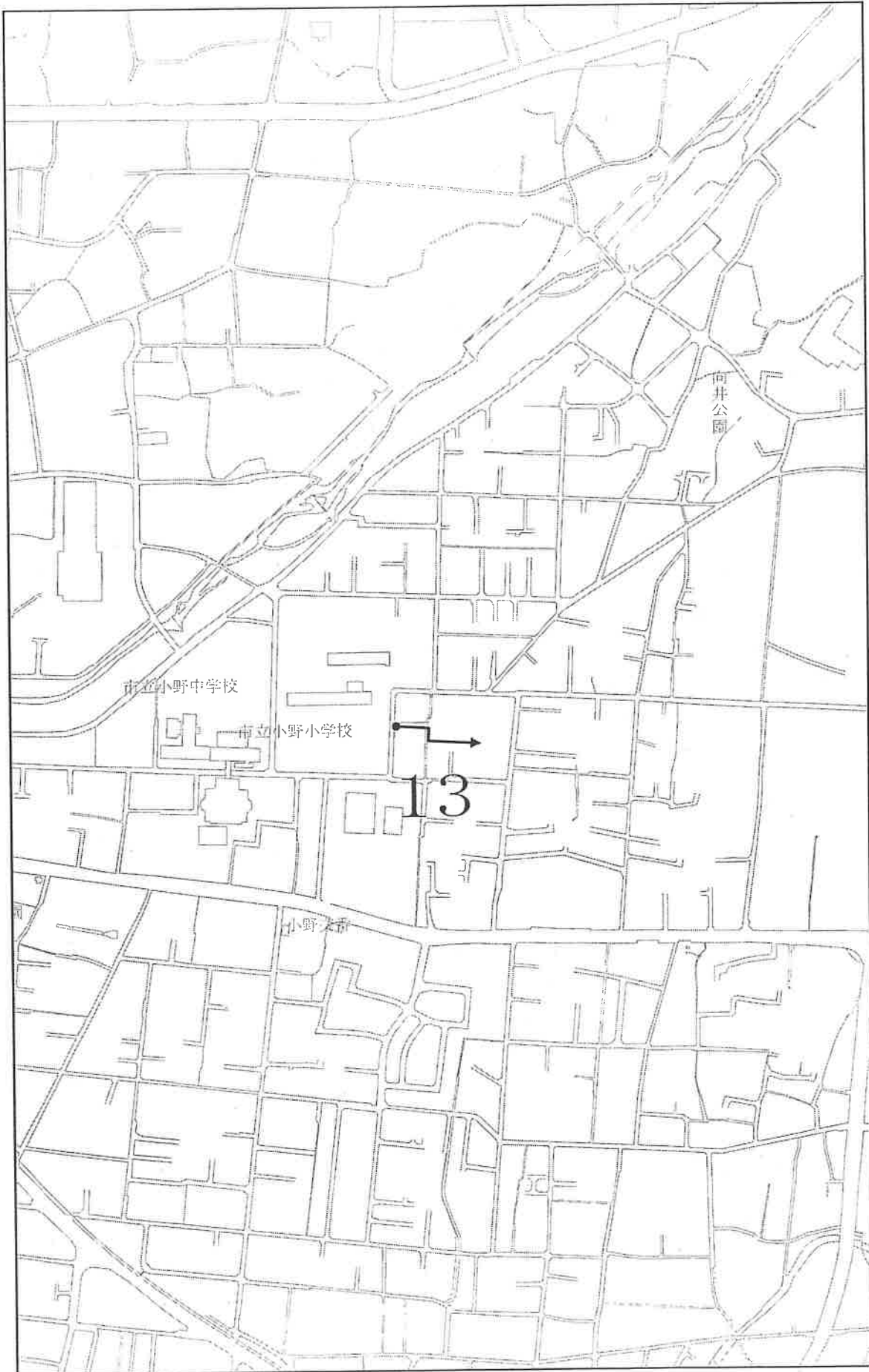


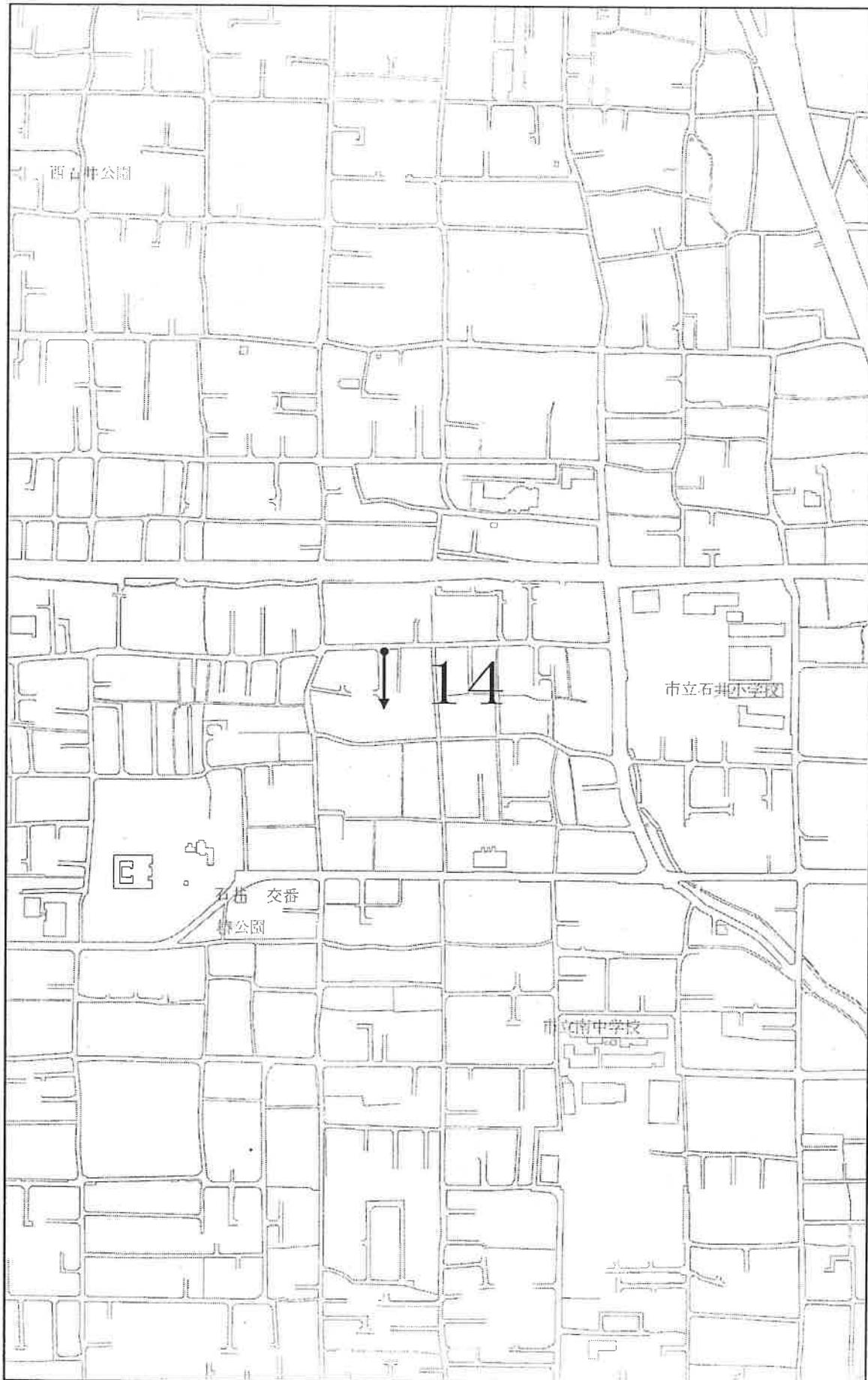


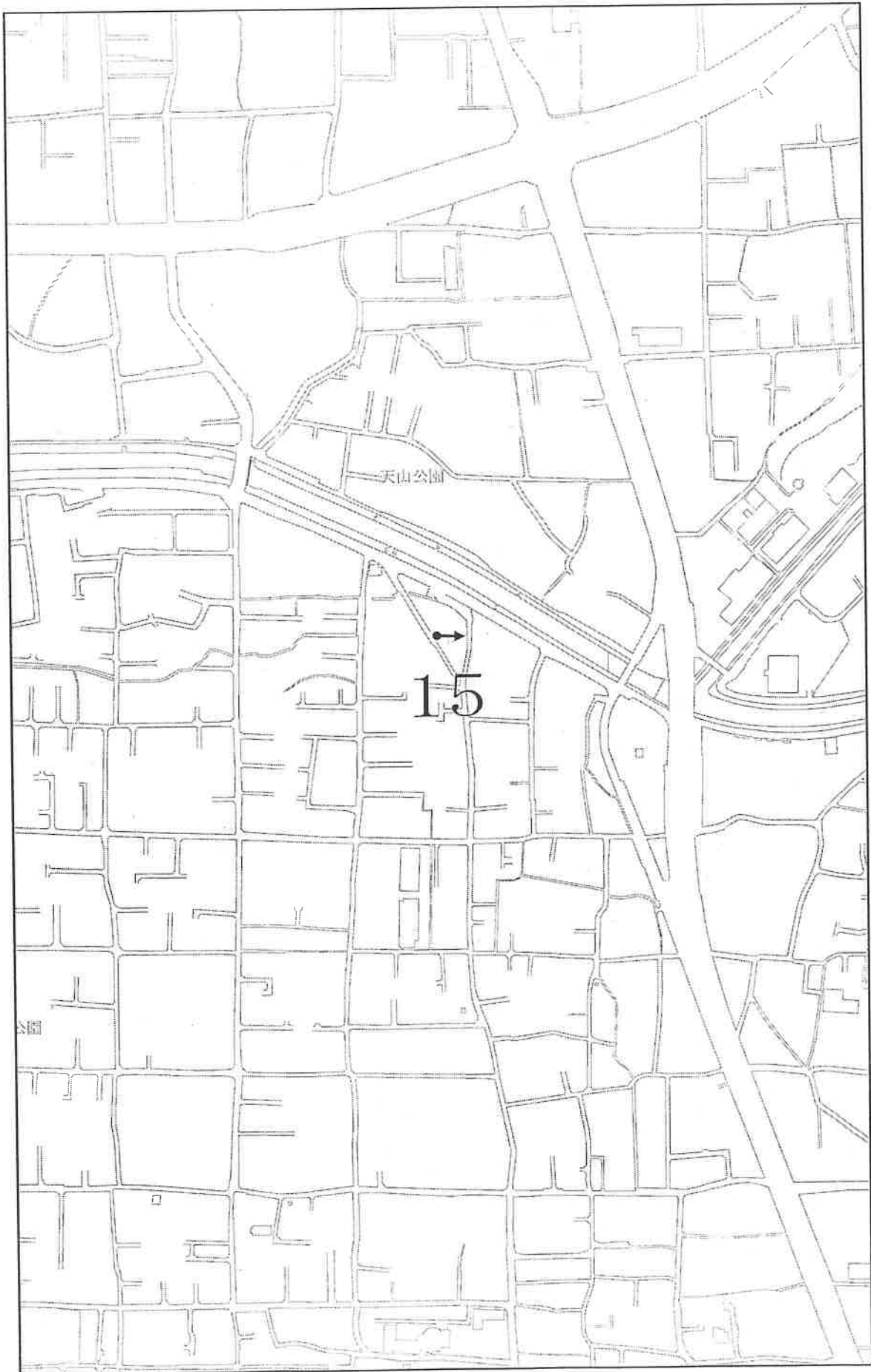


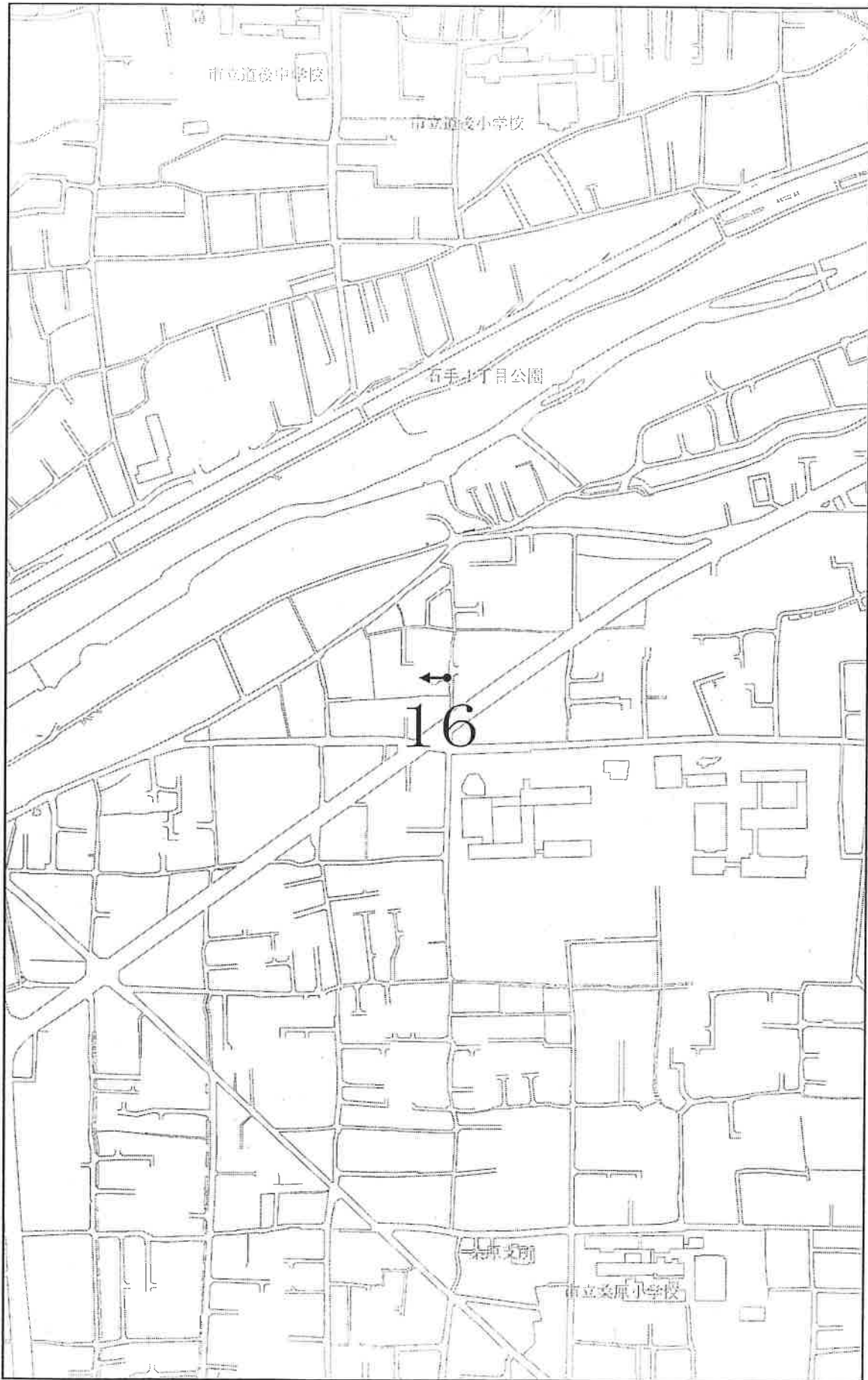


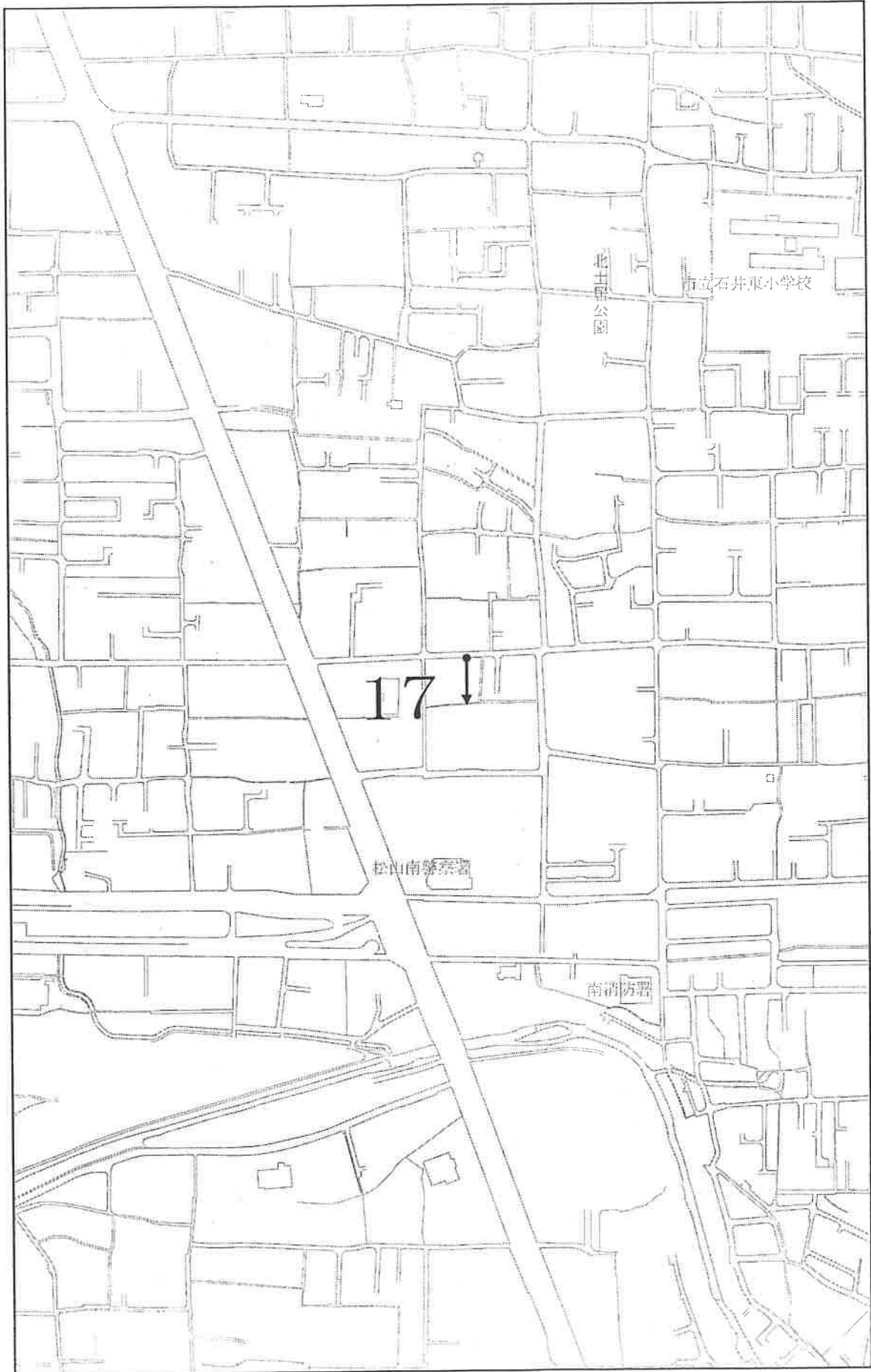


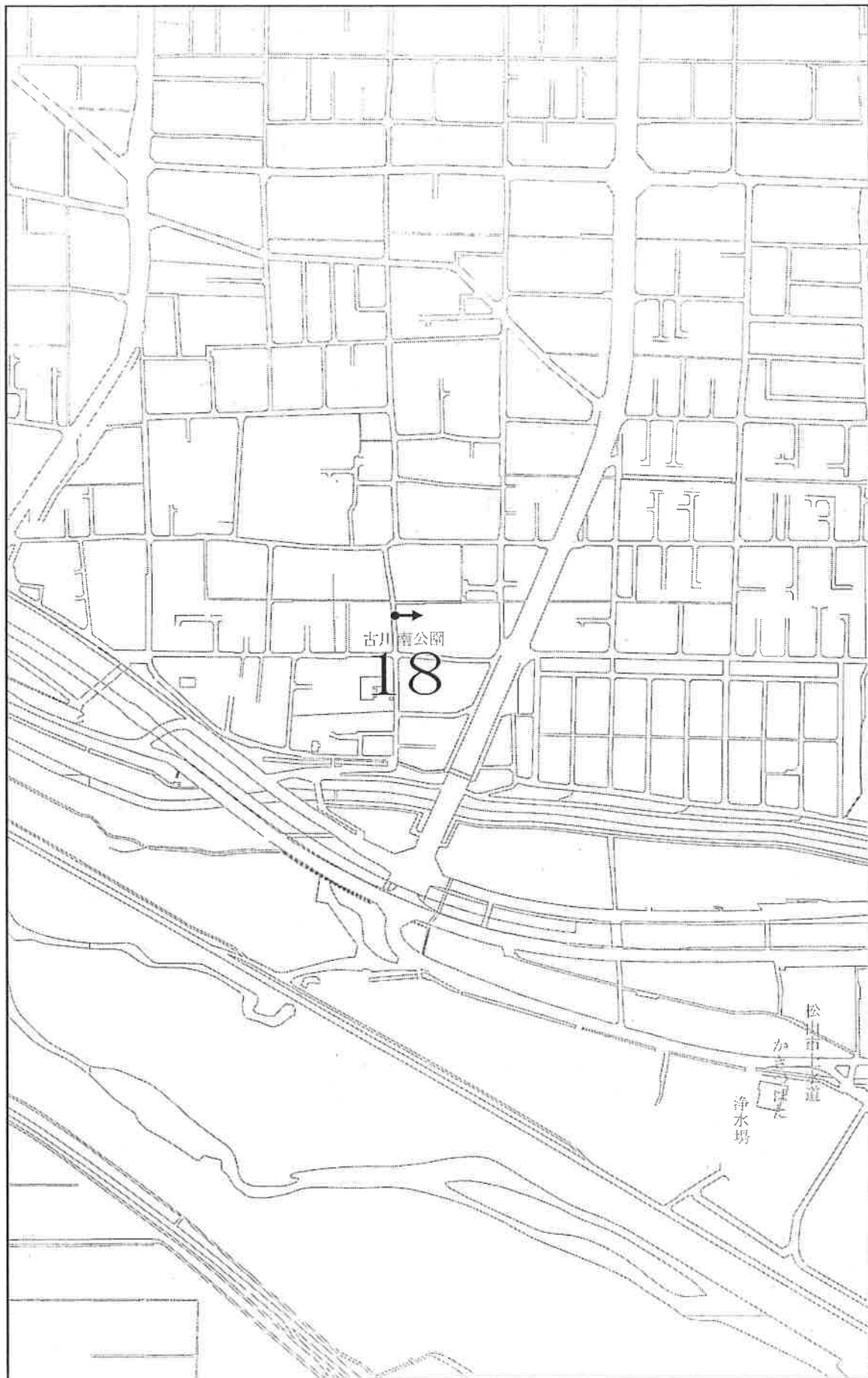












図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 浮 穴 1 1 1 号 線	松山市井門町 1225番1地先	松山市井門町 1165番1地先	5.2 ～ 19.0	346.1
2	市 道 桑 原 2 8 9 号 線	松山市桑原一丁目 778番6地先	松山市桑原一丁目 778番9地先	4.3 ～ 8.7	38.7
3	市 道 味 生 3 0 4 号 線	松山市南斎院町 1323番16地先	松山市南斎院町 1323番6地先	5.3 ～ 9.7	103.9
4	市 道 生 石 2 9 9 号 線	松山市高岡町 799番38地先	松山市高岡町 799番32地先	4.3 ～ 8.7	48.2
5	市 道 生 石 3 0 0 号 線	松山市富久町 349番1地先	松山市富久町 347番20地先	4.5 ～ 8.7	91.8
6	市 道 垣 生 2 1 0 号 線	松山市東垣生町 419番8地先	松山市東垣生町 418番7地先	5.3 ～ 10.7	224.0
7	市 道 久 枝 2 8 6 号 線	松山市東長戸三丁目 534番13地先	松山市東長戸三丁目 534番8地先	4.6 ～ 9.0	83.0
8	市 道 堀 江 2 5 6 号 線	松山市堀江町 甲1062番1地先	松山市堀江町 甲1062番3地先	4.5 ～ 8.9	28.2
9	市 道 余 土 2 6 2 号 線	松山市余戸東四丁目 312番24地先	松山市余戸東四丁目 312番18地先	4.3 ～ 8.7	65.0
10	市 道 余 土 2 6 3 号 線	松山市余戸東四丁目 312番22地先	松山市余戸東四丁目 312番26地先	4.3 ～ 8.4	21.2
11	市 道 余 土 2 6 4 号 線	松山市市坪北二丁目 204番8地先	松山市市坪北二丁目 204番6地先	4.3 ～ 8.7	32.8
12	市 道 小 野 2 4 3 号 線	松山市南梅本町 甲964番6地先	松山市南梅本町 甲964番7地先	4.3 ～ 8.7	24.9
13	市 道 小 野 2 4 4 号 線	松山市北梅本町 甲816番地先	松山市北梅本町 甲810番5地先	4.3 ～ 9.0	78.9
14	市 道 石 井 5 4 5 号 線	松山市居相一丁目 107番14地先	松山市居相一丁目 107番17地先	4.8 ～ 9.2	49.0
15	市 道 石 井 5 4 6 号 線	松山市西石井一丁目 96番8地先	松山市西石井一丁目 96番6地先	4.3 ～ 11.2	25.6
16	市 道 桑 原 2 9 0 号 線	松山市樽味二丁目 68番7地先	松山市樽味二丁目 68番6地先	4.3 ～ 8.7	21.0

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
17	市 道 石井547号線	松山市北土居三丁目 457番1地先	松山市北土居三丁目 457番5地先	5.0 ～ 9.4	35.6
18	市 道 石井548号線	松山市古川南三丁目 792番10地先	松山市古川南三丁目 792番8地先	4.3 ～ 8.7	21.6